



第20期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーグループ本社
“GRAND HARBOR”
11階 講堂「LIGHTHOUSE」

- ご来場の際は、招集ご通知の末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

インターネット・郵送による議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後6時



<https://s.srdb.jp/6460/>

スマートフォン・パソコン等をご利用の方は、招集ご通知の主要コンテンツをこちらからもご覧いただけます。

セガサミーホールディングス株式会社

証券コード 6460

株主の皆様へ

持続的な成長に向け、
社会から求められ続ける
企業づくりを目指してまいります。



株主の皆様には、平素よりセガサミーホールディングス株式会社並びにセガサミーグループ各社に格別のご支援ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本招集ご通知では、株主総会の議案と当社グループの企業活動について掲載しておりますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

当社グループの中期計画「Beyond the Status Quo～現状を打破し、サステナブルな企業へ～」の最終年度であった当事業年度は、掲げていた中期目標を上回る業績を上げ、新型コロナウイルス感染症による災禍等環境変化の中で実施した構造改革を経て、まさに現状打破を体現する形となりました。当社設立20周年を迎える今期以降も引き続き、社会から求められる存在であり続けるため進化をしてまいります。

私たちが手掛けるエンタテインメントビジネスでは、情報通信技術の発展や目まぐるしく変化する社会情勢

の中で、お客様にお届けする製品・サービスの形も進化をしてまいりました。しかし、エンタテインメントの持つ力、本質は、これからも変わることはありません。人間にしかできない「感動」というかけがえのない体験を通して人々を前向きにし、社会をもっと元気にしていきたい。セガサミーグループはエンタテインメントを通じて社会から求められる存在であり続けるため、現状打破を経たこれからも引き続き、持続的な成長に向けグループ一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も当社グループへより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長グループCEO
里見 治紀

証券コード 6460
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里 見 治 紀

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<p>【当社ウェブサイト】 https://www.segasammy.co.jp/ja/ir/stock/general_meeting/</p>	
<p>【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。</p>	
<p>【ネットで招集ウェブサイト】 https://s.srdb.jp/6460/</p>	

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送（書面）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR”11階 講堂 [LIGHTHOUSE] （招集ご通知の末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項： 1.第20期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第20期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項： 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬制度導入に伴う報酬改定の件 以上

-
- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◆株主様でない代理人及びご同伴の方等、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
 - ◆議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◆インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◆書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項を記載しております。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 事 業 報 告：当社の新株予約権等に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 - ・ 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・ 計 算 書 類：株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◆決議の結果は、決議通知に代えて臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載いたします。
（当社ウェブサイト https://www.segasammy.co.jp/ja/ir/stock/general_meeting/）

議決権の行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

当日ご出席される場合

株主総会に出席して
議決権を行使する方法



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

当日ご出席されない場合

インターネットで
議決権を行使する方法



電子提供措置事項に掲載のご案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時完了分まで

書面で
議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 冊

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否
第4号	賛 否

議決権の数 冊
※議決権の数は1単位ごとに1冊となります。

お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 電子提供措置事項に掲載の「議決権行使のご案内」にしたがって議決権を行使してください。
3. 1冊に1票のみ記入してください。
4. 議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

②コードプラスでログイン欄のQRコードを読み取ると、ウェブサイトにログインの画面が表示されます。ログイン画面でログイン後、議決権を行使することができます。

ログイン用QRコード
5432-9876-2358-DPS
〇〇〇〇株式会社 株主総会日
123456

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合 → 「賛」の欄に○印をし、反対の候補者の番号をご記入ください。

第3・4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)

午後6時完了分まで

※お早目の行使をお願いいたします。



QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

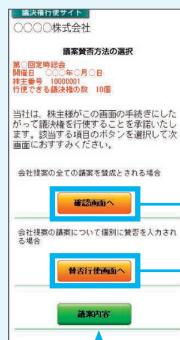
議決権行使書副票(右側)



「ログイン用QRコード」はこちら

② 議決権行使方法を選ぶ

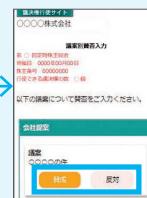
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



議案の詳細はこちら!
「ネットで招集」に
リンクされています!

③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議決権行使に関するよくあるご質問

Q インターネットと書面の両方で議決権を行使した場合、どちらが有効ですか？

A インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

Q インターネットにより複数回にわたり議決権を行使した場合、全て有効ですか？

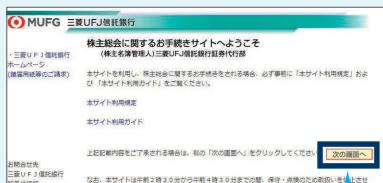
A 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

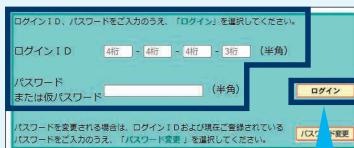
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



「次の画面へ」をクリック

2 同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。

画面の案内にしたがって
行使完了です

ご利用上の留意点

●議決権行使サイトのお取り扱い

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことにより実施可能です(午前2時30分から午前4時30分を除く)。

●通信に関する条件

1. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
2. 議決権行使サイトをご利用いただく際に発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ **0120-173-027** (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

株主総会の模様を、ご自宅等でもご覧いただけるよう株主様専用サイトにてライブ配信いたします。
また、株主様から株主総会目的事項に関する事前のご質問を株主様専用サイトより受け付けております。

1 Engagement Portalサイト

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

※Engagement Portalは三菱UFJ信託銀行(株)の運営する株主様専用サイトです。



2 ライブ配信日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時から

株主総会当日の決議にはご参加いただけません。

議決権は、インターネット又は郵送（書面）により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

3 事前質問受付期間

招集ご通知到着から2024年6月18日（火曜日）午後6時まで

株主の皆様のご関心が特に高いご質問について株主総会当日にご回答させていただく予定であります。

※事前にいただいたご質問への個別回答はいたしかねますのでご了承願います。

Engagement Portalへのログイン方法、ライブ配信視聴方法、事前質問方法、注意事項につきましては同封のリーフレットをご参照ください。

株主総会会場へご出席される株主様へのご案内

当日のライブ配信における会場撮影は株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方から撮影いたしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から審議の結果、特段の意見はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別 年齢	取締役 在任期間	現在の当社における地位及び担当	上場企業の 兼職社数	取締役会 出席状況
1	さと み はじめ 里見 治 再任	男性 満82歳	19年	代表取締役会長	0社	14/14回 (100%)
2	さと み はる き 里見 治紀 再任	男性 満45歳	12年	代表取締役社長グループCEO 広報室、サステナビリティ本部管掌	0社	14/14回 (100%)
3	ふか ざわ こう いち 深澤 恒一 再任	男性 満58歳	9年	取締役 専務執行役員グループCFO ゲーミング事業本部、経営企画本部、 財務経理本部、ITソリューション本部、 人材開発本部管掌	0社	14/14回 (100%)
4	うつ み しゅう じ 内海 州史 新任	男性 満63歳	—	—	0社	—
5	ほし の あゆむ 星野 歩 新任	男性 満54歳	—	—	0社	—
6	かつ かわ こう へい 勝川 恒平 再任 社外 独立	男性 満73歳	8年	取締役	0社	14/14回 (100%)
7	メラニー ブロック Melanie Brock 再任 社外 独立	女性 満60歳	5年	取締役	3社	14/14回 (100%)
8	いし ぐろ ふ じ よ 石黒 不二代 再任 社外 独立	女性 満66歳	3年	取締役	3社	14/14回 (100%)
9	アंकフル サフ Ankur Sahu 新任 社外 独立	男性 満54歳	—	—	0社	—

(注) 各候補者の年齢及び取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

候補者
番号

1

さと み はじめ
里見 治

生年月日：1942年1月16日生（満82歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

4,217,238株

取締役在任期間

19年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

略歴、当社における地位及び担当

1980年 3月 サミー工業(株)（現 サミー(株)）代表取締役社長
2004年 2月 (株)セガ代表取締役会長
2004年 6月 サミー(株)代表取締役会長兼CEO
2004年 6月 (株)セガ代表取締役会長兼CEO
2004年 10月 当社代表取締役会長兼社長
2007年 6月 (株)セガ代表取締役社長CEO兼COO
2008年 5月 同社代表取締役会長CEO
2012年 4月 サミー(株)取締役会長
2013年 5月 同社代表取締役会長CEO
2015年 6月 日本電動式遊技機工業協同組合相談役（現任）
2016年 6月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO兼COO
2017年 4月 当社代表取締役会長CEO
2017年 4月 サミー(株)代表取締役会長
2017年 4月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）取締役名誉会長（現任）
2018年 4月 当社代表取締役会長グループCEO
2021年 4月 当社代表取締役会長（現任）
2022年 4月 フェニックスリゾート(株)最高顧問（現任）
2022年 6月 (一社)日本アミューズメント産業協会名誉顧問（現任）
2024年 4月 サミー(株)取締役名誉会長（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(株)取締役名誉会長、(株)セガ取締役名誉会長

取締役候補者とした理由

里見治氏は、当社及びグループ会社の経営者を歴任され、長年にわたりリーダーシップを発揮し、当グループの発展に貢献されてきました。

このような豊富な経験と実績、培われた見識等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係がありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

2

さと み
里見

はる き
治紀

生年月日：1979年1月11日生（満45歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

3,920,661株

取締役在任期間

12年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

略歴、当社における地位及び担当

2004年 3月 サミー(株)入社
 2005年 1月 (株)セガ入社
 2012年 6月 当社取締役
 2012年 6月 (株)セガ取締役
 2014年 4月 サミー(株)取締役
 2014年 11月 (株)セガ代表取締役副社長
 2015年 11月 サミー(株)代表取締役副社長
 2016年 4月 同社代表取締役社長COO
 2016年 6月 当社常務取締役
 2017年 4月 当社代表取締役社長COO
 2017年 4月 サミー(株)代表取締役社長CEO
 2017年 4月 (株)セガゲームス（現 (株)セガ）代表取締役会長CEO（現任）
 2018年 4月 当社代表取締役社長グループCOO
 2018年 4月 フェニックスリゾート(株)取締役会長（現任）
 2021年 4月 当社代表取締役社長グループCEO（現任）
 2021年 4月 (株)サミーネットワークス取締役会長（現任）
 2021年 4月 (公社) 経済同友会幹事（現任）
 2022年 9月 (株)サンロッカーズ取締役会長（現任）
 2023年 6月 日本電動式遊技機工業協同組合副理事長（現任）
 2024年 4月 サミー(株)代表取締役会長CEO（現任）
 2024年 4月 (株)トムス・エンタテインメント取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(株)代表取締役会長CEO、(株)セガ代表取締役会長CEO

取締役候補者とした理由

里見治紀氏は、当社及びグループ会社の経営者を歴任され、企業業績の向上に貢献されてきました。現在は当社代表取締役社長に就任し、当グループの最高経営責任者として、リーダーシップを発揮されております。

このような経験と実績、リーダーシップ等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係がありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

ふか ざわ
深澤

こう いち
恒一

生年月日：1965年11月2日生（満58歳）

再任

性別：男性



所有する当社の株式の数

64,300株

取締役在任期間

9年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行
 2003年7月 サミー(㈱)入社
 2003年8月 同社執行役員 社長室長
 2004年10月 当社執行役員 社長室長
 2004年10月 ㈱セガ執行役員 会長・社長室長
 2005年6月 同社取締役 会長・社長室長
 2007年1月 セガサミーアセット・マネジメント(㈱)（現 マーザ・アニメーションプラネット(㈱)）
 代表取締役社長
 2007年8月 当社上席執行役員 政策・渉外担当
 2008年5月 ㈱セガ取締役 新規事業本部長
 2009年4月 （公社）経済同友会幹事（現任）
 2009年6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント(㈱)（現 マーザ・アニメーションプラ
 ネット(㈱)）代表取締役社長
 2014年4月 ㈱セガトイズ（現 ㈱セガ フェイブ）代表取締役専務
 2015年6月 当社取締役
 2016年6月 当社常務取締役兼CFO
 2018年4月 当社常務取締役グループCFO
 2020年6月 当社取締役 専務執行役員グループCFO（現任）
 2021年4月 サミー(㈱)取締役（現任）
 2022年12月 セガサミークリエイション(㈱)取締役会長（現任）
 2024年4月 ㈱セガ取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(㈱)取締役、㈱セガ取締役

取締役候補者とした理由

深澤恒一氏は、当社及びグループ会社の経営者として、経営企画部門、管理部門、新規事業部門等幅広い分野の責任者を歴任され、現在は当グループの最高財務責任者を務めるほか、ゲーミング事業を推進されております。

このような経験と実績等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 深澤恒一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

4

うつ み
内海

しゅう じ
州史

生年月日：1961年4月19日生（満63歳）

性別：男性

新任



所有する当社の株式の数

26,200株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
1994年10月 Sony Computer Entertainment America Vice President
1996年10月 Sega of America, Inc. Director, Senior Vice President
2000年10月 ディズニー・インタラクティブ アジア アジア太平洋代表
2014年10月 (株)ワーナーミュージック・ジャパン代表取締役社長
2016年7月 (株)サイバード代表取締役社長
2019年5月 当社上席執行役員
2019年5月 (株)セガホールディングス (現 (株)セガ) 上席執行役員
2020年4月 (株)セガ取締役CSO
2021年4月 同社取締役副社長
2021年4月 Sega of America, Inc. CEO (現任)
2021年4月 (株)アトラス取締役副会長 (現任)
2022年4月 (株)セガ札幌スタジオ取締役会長
2023年4月 (株)セガ代表取締役副社長Co-CEO
2023年9月 Rovio Entertainment Oyj, Chair of the Board of Directors (現任)
2024年1月 Sega Europe Ltd., CEO (現任)
2024年4月 (株)セガ代表取締役 社長執行役員COO (現任)
2024年4月 (株)トムス・エンタテインメント取締役 (現任)
2024年4月 (株)セガ フェイブ取締役 (現任)

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

(株)セガ代表取締役 社長執行役員COO

取締役候補者とした理由

内海州史氏は、これまでグローバルで事業を展開するエンタテインメント企業の会社経営者を歴任され、現在は、(株)セガの代表取締役社長執行役員に就任し、セガグループ全体のグローバルでの事業成長を牽引しており、当社グループ主要事業に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。

このような経験と実績等は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 内海州史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

5

ほし の
星野

あゆむ
歩

生年月日：1969年7月5日生（満54歳）

新任

性別：男性



所有する当社の株式の数

15,900株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月 サミー(株)入社
2006年 10月 同社執行役員 クリエイティブオフィサー
2011年 8月 (株)ロデオ取締役
2014年 4月 サミー(株)上席執行役員 研究開発本部長
2014年 6月 同社取締役 研究開発本部長
2016年 4月 同社代表取締役常務 研究開発統括本部長兼技術開発本部長兼開発推進本部長
2019年 11月 (株)ジープ（現 ジープ(同)）代表取締役社長
2020年 4月 セガサミークリエイション(株)取締役
2021年 6月 日本遊技機工業組合副理事長（現任）
2022年 4月 サミー(株)代表取締役専務COO 研究開発統括本部管掌兼渉外本部長
2024年 4月 同社代表取締役 社長執行役員COO 渉外本部長（現任）
2024年 4月 ジープ(同)代表職務執行者（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(株)代表取締役 社長執行役員COO

取締役候補者とした理由

星野歩氏は、長きにわたり開発の第一線で遊技機事業を牽引し、現在は、サミー(株)の代表取締役社長執行役員に就任、また日本遊技機工業組合の副理事長にも就任しており、当社グループ主要事業に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。

このような経験と実績等は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 星野歩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

6

かつ かわ
勝川

こう へい
恒平

生年月日：1951年1月8日生（満73歳）

性別：男性

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

8年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

略歴、当社における地位及び担当

- 1974年 4月 ㈱住友銀行（現 ㈱三井住友銀行） 入行
- 2001年 4月 同行執行役員 大阪第二法人営業本部長
- 2005年 4月 同行常務執行役員法人部門副責任役員（東日本担当）
- 2007年 6月 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ㈱（現 SMBCベンチャーキャピタル㈱） 代表取締役副社長
- 2010年 7月 SMBCベンチャーキャピタル㈱代表取締役社長
- 2014年 4月 銀泉㈱代表取締役社長
- 2014年 12月 京都大学イノベーションキャピタル㈱社外取締役（現任）
- 2016年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2016年 6月 エレコム㈱社外取締役
- 2021年 1月 銀泉㈱顧問（現任）
- 2022年 6月 DXアンテナ㈱社外取締役（現任）
- 2022年 6月 ハギワラソリューションズ㈱社外取締役（現任）
- 2022年 6月 ロジテックINAソリューションズ㈱社外取締役（現任）
- 2023年 7月 テスコム電機㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

勝川恒平氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 勝川恒平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 勝川恒平氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては28ページのとおりであります。
 3. 当社は、勝川恒平氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

7

メラニー

ブロック

Melanie Brock

生年月日：1964年4月10日生（満60歳）

性別：女性

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

5年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

略歴、当社における地位及び担当

- 1987年11月 西オーストラリア大学人文学士課程修了
- 1990年11月 クイーンズランド大学文学修士課程（日本語会議通訳/翻訳専攻）修了
- 2003年3月 ㈱AGENDA（現 ㈱Melanie Brock Advisory）代表取締役（現任）
- 2010年3月 豪日交流基金理事会役員
- 2010年4月 豪日経済委員会理事会役員
- 2010年4月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）会頭
- 2010年10月 豪州食肉家畜生産者事業団（MLA）駐日代表
- 2012年12月 オーストラリアン・ビジネス・アジア（ABA）会長
- 2016年11月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）名誉会頭（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年7月 豪日研究センター（AJRC）理事会役員（現任）
- 2019年10月 豪州政府機関アドバンス・グローバルアンバサダー（現任）
- 2022年6月 三菱地所㈱社外取締役（現任）
- 2023年6月 川崎重工業㈱社外取締役（現任）
- 2023年12月 日豪経済委員会運営委員（現任）
- 2024年3月 アサヒグループホールディングス㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：3社）

㈱Melanie Brock Advisory代表取締役、三菱地所㈱社外取締役、川崎重工業㈱社外取締役、アサヒグループホールディングス㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

メラニー・ブロック氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から、多様な思考と価値観に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
- メラニー・ブロック氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - メラニー・ブロック氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては28ページのとおりであります。
 - 当社は、メラニー・ブロック氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

8

いし ぐろ
石黒

ふ じ よ
不二代

生年月日：1958年2月1日生（満66歳）

性別：女性

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

3年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

略歴、当社における地位及び担当

- 1981年1月 ブラザー工業(株)入社
- 1988年1月 (株)スワロフスキー・ジャパン入社
- 1994年9月 Alphametrics, Inc.社長
- 1999年1月 Netyear Group, Inc.取締役
- 1999年7月 ネットイヤーグループ(株)取締役
- 2000年5月 同社代表取締役社長
- 2013年6月 (株)損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン(株)）社外監査役
- 2014年3月 (株)ホットリンク社外取締役
- 2014年6月 マネックスグループ(株)社外取締役（現任）
- 2015年6月 損害保険ジャパン日本興亜(株)（現 損害保険ジャパン(株)）社外取締役
- 2021年5月 ウイングアーク1st(株)社外取締役
- 2021年6月 ネットイヤーグループ(株)取締役（現任）
- 2021年6月 当社社外取締役（現任）
- 2023年6月 三井物産(株)社外取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：3社）

マネックスグループ(株)社外取締役、ネットイヤーグループ(株)取締役、三井物産(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石黒不二代氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、ネットイヤーグループ(株)の創業者としての企業経営及びIT/DX分野の豊富な知見、他の上場会社における社外取締役としての経験に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

- (注) 1. 石黒不二代氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石黒不二代氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては28ページのとおりであります。
3. 当社は、石黒不二代氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 石黒不二代氏は、2024年6月にネットイヤーグループ(株)の取締役及びマネックスグループ(株)の社外取締役を退任する予定であります。
6. 石黒不二代氏の三親等内の親族1名は、当社の特定関係事業者であるSega of America, Inc.の使用者であります。
7. 石黒不二代氏が2022年6月まで社外取締役に就任していた損害保険ジャパン(株)は、金融庁より、独占禁止法の趣旨に照らして不適切な行為に係る事案のほか、中古車販売会社による自動車保険金不正請求に係る不適切な対応事案について、2023年12月及び2024年1月に行政処分(業務改善命令)を受けております。同氏は、社外取締役に在任時に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令等遵守の視点に立った助言を行い、同社の法令等遵守について注意喚起をしておりました。

候補者
番号

9

アングル
Ankur

サフ
Sahu

生年月日：1969年10月18日生（満54歳）
性別：男性

新任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

- 1998年10月 The Goldman Sachs Group, Inc. Partner Managing Director, Co-head Asia Pacific, Merchant Banking Division
- 2005年 8月 (株)ユー・エス・ジェイ（現（同）ユー・エス・ジェイ）社外取締役
- 2006年 3月 三洋電機(株)社外取締役
- 2011年 3月 イー・アクセス(株)（現 ソフトバンク(株)）社外取締役
- 2011年11月 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)（現 ENEOSリニューアブル・エナジー(株)）社外取締役
- 2019年 8月 京都パシフィックキャピタル(株)代表取締役
- 2023年 3月 (株)エアウィーヴ社外監査役（現任）
- 2023年12月 京都パシフィックキャピタル(株)代表取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

京都パシフィックキャピタル(株)代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

アングル・サフ氏は、これまでGoldman Sachsで数々の企業投資案件を手がけるとともに、多数の企業の成長と再生に大きく貢献してきました。また、ファイナンスについて高い知識と経験を有しており、加えて多くの国際的な企業の業務に深く関わってきていることから、今後の当社のグローバル展開・経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. アングル・サフ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. アングル・サフ氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては28ページのとおりであります。
3. アングル・サフ氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 年齢	取締役 在任期間	現在の当社における地位	上場企業の 兼職社数	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	いし くら ひろし 石 倉 博 新任	男性 満58歳	—	—	0社	—	—
2	おお く ぼ かず たか 再任 大久保 和 孝 社外 独立	男性 満51歳	2年	取締役 監査等委員	5社	14/14回 (100%)	13/13回 (100%)
3	むら さき なお こ 再任 村 崎 直 子 社外 独立	女性 満52歳	3年	取締役 監査等委員	1社	14/14回 (100%)	13/13回 (100%)
4	うし じま ま き こ 新任 牛 島 真 希 子 社外 独立	女性 満59歳	—	—	1社	—	—

- (注) 1. 各候補者の年齢及び取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
2. 村崎直子氏の当社社外取締役としての在任期間は3年、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。

候補者
番号

1

いし くら
石倉

ひろし
博

生年月日：1965年6月30日生（満58歳）

性別：男性

新任



所有する当社の株式の数

1,000株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

- 1988年 4月 青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所
- 1990年 8月 公認会計士登録
- 1995年 8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1998年 7月 (株)キャピタルマネジメント入社
- 2003年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2004年 5月 同所 社員（パートナー）
- 2006年 1月 (株)サミーネットワークス入社 経営企画室長
- 2006年 6月 同社常務取締役
- 2012年 5月 当社入社 グループ内部統制副室長兼グループCSR推進副室長兼内部監査副室長
- 2013年 4月 公認内部監査人登録
- 2013年 6月 当社執行役員 グループ内部統制室長兼グループCSR推進室長兼内部監査室長
- 2021年 4月 (株)セガ監査役（現任）
- 2021年 6月 (株)ゲーツライブ監査役（現任）
- 2021年 6月 (株)セガ・ロジスティクスサービス監査役（現任）
- 2022年 6月 セガサミーゴルフエンタテインメント(株)監査役（現任）
- 2022年 9月 (株)サンロッカーズ監査役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

(株)セガ監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

石倉博氏は、公認会計士としての監査業務及び事業会社での管理部門担当役員の経験を通じて、企業経営、財務会計の高い専門性を備えております。当社入社後は内部監査・内部統制・CSR部門の責任者を務め、現在は当社グループ子会社監査役に従事しております。当社グループ全般への幅広い理解と、会計・ガバナンスに関する知識を有していることから、当社の経営に対して適切な助言と提言が期待できるため、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 石倉博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 石倉博氏の選任が承認された場合は、監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員に選任される予定であります。
 3. 石倉博氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であり、選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 石倉博氏は、2024年6月に(株)ゲーツライブの監査役、(株)セガ・ロジスティクスサービスの監査役及び(株)サンロッカーズの監査役を退任する予定であります。

候補者
番号

2

おおくぼ かずたか
大久保 和孝

生年月日：1973年3月22日生（満51歳）
性別：男性

再任

社外 独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

2年（本総会最終時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

監査等委員会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位及び担当

- 1995年11月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2003年10月 新日本インテグリティアシュアランス(株)（現 EY新日本サステナビリティ(株)）取締役
- 2005年2月 同社常務取締役
- 2006年6月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー
- 2012年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
- 2016年2月 同法人経営専務理事
- 2019年6月 (株)大久保アソシエイツ代表取締役社長（現任）
- 2019年6月 サンフロンティア不動産(株)社外取締役（現任）
- 2019年6月 当社社外監査役
- 2019年9月 (株)ブレインパッド社外監査役
- 2019年12月 (株)LIFULL社外取締役（現任）
- 2020年2月 (株)サーラコーポレーション社外取締役（現任）
- 2020年6月 武蔵精密工業(株)社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2020年11月 (株)SS Dnaform代表取締役社長（現任）
- 2021年9月 (株)ブレインパッド社外取締役（監査等委員）
- 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2024年5月 (株)ブレインパッド社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：5社）

(株)大久保アソシエイツ代表取締役社長、(株)SS Dnaform代表取締役社長、**サンフロンティア不動産(株)社外取締役、(株)LIFULL社外取締役、(株)サーラコーポレーション社外取締役、武蔵精密工業(株)社外取締役（監査等委員）、(株)ブレインパッド社外取締役（常勤監査等委員）**

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大久保和孝氏は、公認会計士として監査業務を長年にわたり経験され、財務及び会計に関して高い専門性を備えております。また、同氏は社外取締役の経験からガバナンスにおいても豊富な知見を有しており、客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 大久保和孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大久保和孝氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員につきましては28ページのとおりであります。
 3. 当社は、大久保和孝氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

むら さき
村崎

なお こ
直子

生年月日：1971年8月18日生（満52歳）

性別：女性

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

3年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（14/14回）

監査等委員会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位及び担当

- 1995年 4月 警察庁入庁
- 2001年 8月 外務省アジア大洋州局北東アジア課
- 2003年 8月 静岡県警察本部刑事部捜査第二課長
- 2005年 3月 兵庫県警察本部警備部外事課長
- 2007年10月 警察庁警備局警備企画課
- 2008年 4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド
- 2010年 4月 クロール・インターナショナル・インク日本支社
- 2015年 1月 同社日本支社代表
- 2018年 8月 (株)ノブリジア代表取締役社長（現任）
- 2018年 9月 クロール・インターナショナル・インク日本支社シニア・アドバイザー（現任）
- 2021年 3月 (株)サンセイランディック社外取締役（現任）
- 2021年 6月 当社社外取締役
- 2022年 3月 (株)りらく社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2022年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年 7月 (株)ビジョナリーホールディングス社外取締役（監査等委員）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：1社）

(株)ノブリジア代表取締役社長、(株)サンセイランディック社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村崎直子氏は、警察庁、外務省及びリスクコンサルティングファームでの長年のご経験を通じて、グローバルでのリスクやガバナンスの分野において高い専門性を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、それらに基づく専門性と知見を活かし、客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 村崎直子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村崎直子氏の当社社外取締役としての在任期間は3年、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。
3. 村崎直子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては28ページのとおりであります。
4. 当社は、村崎直子氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

4

うし じま
牛島

ま き こ
真希子

生年月日：1965年4月10日生（満59歳）

性別：女性

新任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

—

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 防衛庁（現 防衛省）入庁
 1995年5月 ニューヨーク州弁護士登録
 1995年11月 シャーマン・アンド・スターリング外国法事務弁護士事務所入所
 1998年5月 オリック・ヘリントン・サトクリフ外国法事務弁護士事務所入所
 2002年7月 GEフリートサービスコーポレーション執行役員 法務部長
 2003年2月 ドーシー・アンド・ウィットニー外国法事務弁護士事務所入所
 2008年7月 米国公認会計士（イリノイ州）登録
 2008年12月 弁護士（第一東京弁護士会）登録
 2008年12月 長島・大野・常松法律事務所入所
 2011年7月 シドリリー・オースティン外国法事務弁護士事務所入所
 2017年2月 ジョーンズ・デイ外国法事務弁護士事務所入所オプカウンセル（現任）
 2019年9月 ㈱ブレインパッド社外取締役
 2023年9月 同社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：1社）

ジョーンズ・デイ外国法事務弁護士事務所オプカウンセル、㈱ブレインパッド社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

牛島真希子氏は、弁護士（日本及びニューヨーク州）、米国公認会計士資格を有し、M&A案件やグローバル企業のコンプライアンスに係る豊富な経験と、ファイナンス・法的分野における多角的な視点を持ち合わせております。ガバナンス面においても豊富な知見を有しており、グローバルで事業拡大をする段階において、客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- （注）
1. 牛島真希子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 牛島真希子氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては28ページのとおりであります。
 3. 牛島真希子氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者

くにひろ
国広
きよ たか
清隆

生年月日：1957年4月30日生（満67歳） ※本総会終結時満年齢

性別：男性



所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 コンピューターサービス(株) (現 SCSK(株)) 入社
1991年10月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 入社 企画管理部
2001年7月 (株)セガ 経理財務本部副本部長
2004年10月 同社 経理財務統括部長
2009年10月 同社 予算編成管理部長
2017年4月 (株)トムス・エンタテインメント 監査役 (現任)
2019年6月 (株)セガトイズ (現 (株)セガ フェイブ) 監査役 (現任)
2020年6月 (株)セガ常勤監査役 (現任)
2021年6月 (株)アトラス 監査役 (現任)
2024年4月 (株)ウェブマスター 監査役 (現任)

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

(株)セガ常勤監査役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

国広清隆氏は、(株)セガの財務経理部門の責任者を歴任し、財務及び会計に関する高い見識を有しております。現在では、その知識と経験を活かしセガグループを中心としたグループ子会社の監査役として業務に従事していることから、当社の経営に対して適切な助言と提言が期待できるため、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 国広清隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 国広清隆氏は、当社の特定関係事業者である(株)セガの監査役であります。
 3. 国広清隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。国広清隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に更新を迎える際には、当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 国広清隆氏は、2024年6月に(株)トムス・エンタテインメントの監査役を退任する予定であります。

ご参考 取締役会メンバーの主たるスキル・マトリックス

第1号及び第2号議案が承認された場合の取締役会メンバーの専門性及び経験は以下のとおりです。取締役候補者の選定においては、スキル・マトリックスに合致すること及び当該候補者の人格等を総合的に判断して決めることを基本方針としております。

氏名	属性	性別	専門性及び経験						
			企業経営	エンタメ事業創造	財務・会計	リスクマネジメント コンプライアンス	ICT・DX	GLOBAL	サステナビリティ
里見 治		男性	●	●					
里見 治紀		男性	●	●				●	●
深澤 恒一		男性	●	●	●		●		
内海 州史		男性	●	●				●	
星野 歩		男性	●	●					
勝川 恒平	社外 独立	男性	●		●	●			
メラニー・ブロック	社外 独立	女性	●					●	●
石黒 不二代	社外 独立	女性	●				●	●	●
アングル・サフ	社外 独立	男性	●		●			●	
石倉 博	監査等委員	男性			●	●			●
大久保 和孝	社外 独立 監査等委員	男性	●		●	●			●
村崎 直子	社外 独立 監査等委員	女性	●			●		●	●
牛島 真希子	社外 独立 監査等委員	女性				●		●	●

※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

専門性及び経験の詳細

上場企業として必要な経験・知見及び当社の長期ビジョン達成のために求められる経験・知見を選定しております。

企業経営	上場企業、又はそれに準ずる組織の経営者
エンタメ事業創造	当社グループの事業セグメントにおける、事業推進責任者の経験、又は新規事業の起ち上げ経験
財務・会計	金融機関、監査法人等専門系の経験、又は大会社の財務部門担当役員経験
リスクマネジメント コンプライアンス	弁護士等専門系の経験、又は大会社の法務、コンプライアンス、監査担当役員経験
ICT・DX	IT会社、ベンダー、コンサル等専門系の経験、又は大会社のIT担当役員経験
GLOBAL	海外生活、海外事業会社の経験、又はそれに準ずる経験
サステナビリティ	当社の5つのマテリアリティ*の分野のうち、「環境」、「人（ダイバーシティ）」に知見を有し、今後当社グループがサステナビリティを推進していくうえで期待される方 *環境、依存症、人、製品/サービス、ガバナンス

ご参考 取締役会の構成

第1号及び第2号議案が承認された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

■ 独立社外取締役の比率



■ 女性取締役の比率



■ 外国籍取締役の比率



※（ ）内に記載の数字は、承認前の取締役の人数及び構成比率となります。

ご参考

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、スキル・マトリックスに合致すること及び当該候補者の人格等を総合的に判断し選定することを基本方針としております。また、社外取締役候補者については、経営の透明性及び監督の客観性を確保するため、当社方針を次のとおり定め、選定をしております。

- ① 取締役総数に占める社外取締役の比率を50%以上とする。
- ② 社外取締役の在任期間は原則8年（ただし、当人を除く独立諮問委員会全員の同意を得た場合は最長10年）までとする。
- ③ 社外取締役の上場会社兼務社数は当社を含み原則5社（ただし、当人を除く独立諮問委員会全員の同意を得た場合は最大7社）までとする。

独立社外取締役により構成される独立諮問委員会は、代表取締役社長から示された取締役候補者の案を検討し、当該候補者に対しヒアリング等を行い、その評価結果を代表取締役社長に対して意見として提出するものとしたします。代表取締役社長はその検討結果を参考として、上記方針に従い取締役候補者を判断し、取締役会がこれを検討、承認するものとしたします。独立諮問委員会が取締役候補者を代表取締役社長に推薦した場合もまた同様としたします。なお、監査等委員である取締役及び補欠の監査等委員である取締役の選任に際しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ることとしております。

ご参考 独立役員独立性判断基準

当社の独立社外役員に係る「独立性」の基準は、会社法及び東京証券取引所の規則を遵守することを前提とした規則を定めております。そして、取締役会は、当該独立性基準を充たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外役員候補者として選定いたします。独立性に関する規則の概要は、以下のとおりとしております。

- (a) 独立性の基準に関しては、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して定めた基準により判断しております。以下に概要を記載いたします。
- ・当社において独立社外役員であるというためには、以下各号の何れにも該当してはならないものとします。
 - (1) 当グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当該取引先が直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を当グループから受けたことをいう。
 - (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当社が直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を受けたことをいう。
 - (3) 当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主又はその業務執行者。
 - (4) 当グループが発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者又はその業務執行者。
 - (5) 当該社外役員が、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当グループから直接受領する報酬（当社役員としての報酬を除く）の額が、過去3年間の平均において1,000万円以上である。
 - (6) 当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当グループからの寄附金等の額が、直近事業年度において1,000万円以上である。
 - (7) 前六号の何れかに、過去1年間において該当していた者。
 - (8) 当該社外役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、第1号から前号までに定める条件の何れかに合致する者若しくは当グループの業務執行取締役、執行役員、支配人その他の重要な使用人である。本号において「重要な」とは、部長格以上の管理職をいう。
- (b) 当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から直近の独立役員届出書提出日までの各期間において、「取引」については「取引高1億円未満」、「寄付」については「1,000万円未満」と定めております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬制度導入に伴う報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月22日開催の当社第18期定時株主総会において、年額17億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

また、同総会において、当該報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して支給する金銭報酬債権の総額及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額3億円以内及び年300,000株以内としてご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役と株主の皆様との長期的利益をより一層一致させること及び当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えることを目的として、対象取締役を対象とした現行の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、対象取締役に対して新たに当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を一定の期間後に割り当てる事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を以下のとおり導入することとし、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記報酬額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等の総額及び株式数を、パフォーマンス・シェア（以下、「PSU」という。）については対象期間（以下で定義する。）につき36億円以内、900,000株以内とし、事後交付型リストラクテッド・ストック（以下、「RSU」という。）については年額3億円以内、年75,000株以内と設定することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案は、PSU及びRSUに関する報酬等として、本制度に関する報酬等の総額及び株式数の上限の範囲内で当社株式又は当社株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を支給することにつきご承認をしていただくものであり、ご承認をいただいた範囲内で当社取締役会が本制度の具体的な内容等を決定することになります。なお、当社取締役会が本制度の具体的な内容を決定する際には、独立諮問委員会の答申を得ることといたします。

また、本制度に基づく当社の株式等の交付は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものとなっており、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告52ページ以降に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、54ページに記載のとおり変更することを予定しております。当社取締役会は、本議案は、当該変更後の方針に沿った取締役の報酬等の支給のために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると判断しております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号

議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち対象取締役3名）となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から審議の結果、特段の意見はない旨の意見表明を受けております。

【本制度の内容】

本制度は、現行の譲渡制限付株式報酬制度である当社の取締役等としての勤続期間及び当社の中期経営計画の業績目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」並びに一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される「勤務継続型譲渡制限付株式」を廃止し、それぞれ以下の内容のPSU及びRSUで構成されます。

(i) PSUは、当社の中期経営計画の対象期間に対応する複数事業年度（以下、「業績評価期間」という。）における業績目標達成度や、業績評価期間終了後の最初の定時株主総会までの期間（以下、「対象期間」という。）の勤続期間に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付するタイプの株式報酬です。なお、本制度の導入後最初の業績評価期間は、2024年5月10日に発表いたしましたセガサミーグループ中期経営計画（以下、「本中期計画」という。）の対象期間である2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度の期間とします。

(ii) RSUは、職務執行期間に係る報酬として、事前に定める数の当社株式及び金銭を、当社取締役会が定める期間終了後に交付するタイプの株式報酬です。

PSU及びRSUについては、以下の【本制度において交付する株式数の算定方法等】に記載の算定方法により、PSUにおいては対象期間終了後、RSUにおいては当社取締役会が定める期間の終了後に、以下のいずれかの方法にて、対象取締役に対して当社株式を交付することになります（注1）。

- ①PSU及びRSU相当分の当社株式を交付するため、金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）
- ②PSU及びRSUの数を定め、その発行又は処分に係る払込みを要せずに当社株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）

なお、本中期計画期間を業績評価期間とする本制度におけるPSU及びRSUの内訳は、以下の【本制度において交付する株式数の算定方法等】に記載のとおりであります（注2）（注3）。

（注1）ただし、対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、当該対象取締役の相続人に対して、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さ

ない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されている時に限る。)であつて、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。

(注2) 当該株式数には、最終交付株式数のうち、最終支給金銭(以下に定義する。)として対象取締役に付与される株式報酬を含みます。

(注3) ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)によって増減した場合は、その比率に応じて合理的に調整されます。

【本制度において交付する株式数の算定方法等】

(1) 現物出資交付の場合

当社株式の割当てを受けるために各対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権の額及び本制度に基づき最終的に支給する金銭(以下、「最終支給金銭」という。)の額は、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数(以下、「最終交付株式数」という。)に、当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する当社取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指す。以下、「当社株式終値」という。)を乗じることで算定されます。なお、本制度に基づく報酬等として交付する当社株式及び最終支給金銭の割合は対象者の納税資金負担を考慮して、当社取締役会で定めるものとします。

また、上記金銭報酬債権及び最終支給金銭は、対象取締役が、当社株式の割当てを受けるために当該金銭報酬債権の全額を現物出資することに同意していること及び下記(3)に定める内容を含む当社株式の割当てに関する契約を当社と締結していることを条件として交付します。

(2) 無償交付の場合

当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、最終交付株式数に当社株式終値を乗じて算定される報酬等の額(最終支給金銭の額を含む。)が本議案でご承認をいただく本制度に関する報酬等の総額の枠内となるようにします。なお、本制度に基づく報酬等として交付する当社株式及び最終支給金銭割合は対象者の納税資金負担を考慮して、当社取締役会で定めるものとします。

また、当社株式及び最終支給金銭は、対象取締役が、下記(3)に定める内容を含む当社株式の割当てに関する契約を当社と締結していることを条件として交付します。

対象取締役の最終交付株式数は、(i) 対象取締役の役位ごとに定められる株式報酬基準額（以下、「役位別株式報酬基準額」という。）を対象期間開始後最初に開催される当社取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指す。）を基礎として当社取締役会が決定する株価（以下、「基準株価」という。）で除して算出される株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。以下、「基準交付株式数」という。）の60%及び20%相当分に、それぞれ業績目標達成度（なお、業績目標達成度については、60%相当分につき財務指標、20%相当分につき将来財務指標を用いるものとする。）、在任期間比率（注4）及び役位調整比率（注5）を乗じた株式数（PSU相当分）と、(ii) 基準交付株式数の20%相当分に在任期間比率及び役位調整比率を乗じた株式数（RSU相当分）を合計した株式数とし、交付する当社株式及び最終支給金銭の割合は対象者の納税資金負担を考慮して、当社取締役会で定めるものとします（注6）（注7）。

（注4）在任期間比率について、対象期間中に新たに就任又は退任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に付与される金銭報酬（債権）の額又は当社株式の数は、それぞれ在任月数に応じて調整されることとなります（具体的な調整方法は下記③参照）。ただし、対象期間の途中で正当な事由により当社又は当社の子会社（持株比率50%以上の子会社に限る。）の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した対象取締役が存在する場合には、在任月数等に応じて当社取締役会が合理的に定める金銭又は当社株式を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で当該対象取締役に交付します。

（注5）役位調整比率として、対象期間中に役位変更があった場合、対象期間内の役位に対応した株式を付与するように最終交付株式数を調整します（具体的な調整方法は下記④参照）。

（注6）いずれの最終交付株式数の計算においても、計算の結果100株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。

（注7）ただし、計算の結果として算出される株式数が上限を超える場合には、最終交付株式数は各上限以内の株式数とします。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減した場合は、各対象取締役の最終交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されません。具体的には、株式の併合又は株式の分割の場合、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の最終交付株式数を算出します。

（3）対象取締役に対する金銭報酬の支給又は株式交付の条件

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任したことと一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいた金銭は支給されず、また、当社株式も交付されません。

【ご参考：グループ会社役員等に対する株式報酬制度の導入】

なお、本制度が原案どおりに承認可決された場合、当社を除く一部の当社グループ会社の取締役及び執行役員（以下、「グループ会社役員等」という。）並びに当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度を導入することを予定しており、具体的な内容を決定する際には独立諮問委員会の答申を得たうえで各社株主総会（ただし、株主総会の承認を得る必要がない場合には、各社取締役会）の承認を得ることといたします。

【ご参考：本中期計画期間における方針】

（配分の決定方針）

下記の金銭報酬債権及び割当株式数の範囲内において、本中期計画を達成した場合の3事業年度の累計報酬における固定報酬、単年度業績連動賞与、事後交付型株式報酬の割合が概ね1：1：1となるよう、当社取締役会で決定します。また、本中期計画期間におけるPSUとRSUの割合は以下のとおりです。

(i) PSU (財務指標)	(ii) PSU (将来財務指標)	(iii) RSU
60%	20%	20%

（金銭報酬債権及び割当株式数の上限）

	対象人数		(i) 及び (ii) PSU (注10)	(iii) RSU
対象取締役	3名 (注8)	金銭報酬債権	36億円以内	3.0億円以内
		割当株式数	90万株以内	7.5万株以内
当社執行役員 グループ会社役員等	62名 (注9)	金銭報酬債権	72億円以内	6.0億円以内
		割当株式数	180万株以内	15.0万株以内

(注8) 第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の人数となります。なお、(株)セガ又は(株)サミー(株)の代表取締役社長執行役員を兼務する者は対象取締役には含みません。

(注9) 2024年5月1日時点の人数となります。

(注10) PSUの金銭報酬債権の額及び割当株式数は本中期計画期間である3事業年度の総額及び総数となります。

(最終交付株式数の算定式) (注11)

最終交付株式数 =

- (i) 基準交付株式数(①)×60%×業績目標達成度(②：財務指標)×在任期間比率(③)×役位調整比率(④)
- + (ii) 基準交付株式数(①)×20%×業績目標達成度(②：将来財務指標)×在任期間比率(③)×役位調整比率(④)
- + (iii) 基準交付株式数(①)×20%×在任期間比率(③)×役位調整比率(④)

(注11) 最終交付株式数の一部は、対象者の納税資金負担を考慮して金銭で支給するものとし、その割合は当社取締役会で定めるものとします。

①基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{対象取締役の役位別株式報酬基準額 (ア)}}{\text{基準株価 (イ)}}$$

(ア) 対象取締役の役位別株式報酬基準額

役位別株式報酬基準額は、当社取締役会において役位別に具体的な金額を定めるものとします。

(イ) 基準株価

基準株価は、当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとします。

②業績目標達成度

業績目標達成度は、各業績評価期間終了後に確定する数値を用いて、0%~200%の範囲で業績達成率に応じて段階的に支給率を算出します。また、本中期計画期間における対象取締役の業績評価においては、財務指標である調整後EBITDA並びに将来財務指標である従業員エンゲージメントスコア (EMS)、マルチカルチャー人財 (MC人財) 及び女性管理職比率を用いることとします。

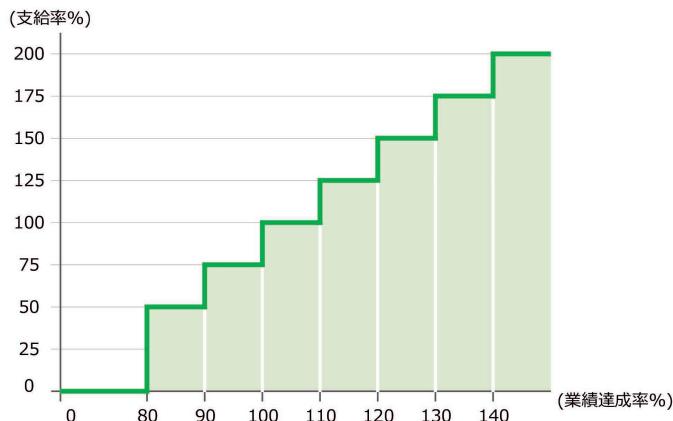
なお、本中期計画における3事業年度平均のグループ連結ROEが8%未満の場合には、対象取締役及び当社執行役員に対するPSUとしての金銭報酬は支給されず、また、当社株式も交付されません。

(当社の対象取締役及び執行役員における業績指標及び目標値)

		支給率0%	～	基準 支給率100%	～	支給率200%	ウエイト
財務	調整後EBITDA (3事業年度累計)	1,840億円未満	～	2,300億円以上	～	3,220億円以上	100%
将来財務	EMS (2027年3月期末)	52.0(BB)未満	～	58.0(A)以上	～	67.0(AAA)以上	50%
	MC人材 (2027年3月期末)	720名未満	～	900名以上	～	1,260名以上	30%
	女性管理職比率 (2027年3月期末)	6.4%未満	～	8.0%以上	～	11.2%以上	20%

※グループ会社役員等における業績指標及び目標値については、各社の中期経営計画に基づき別途設定をしております。また、対象会社ごとに基準ROICを設定し、その基準を下回る場合には対象会社の取締役及び執行役員に対するPSUとしての金銭報酬は支給されず、また、当社株式も交付されません。

(財務指標における支給率の設定)



業績達成率	支給率
<80%	0%
80%~	50%
90%~	75%
100%~	100%
110%~	125%
120%~	150%
130%~	175%
140%+	200%

③在任期間比率

在任期間に応じて付与する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1月在任したものとみなして計算します。

$$\text{在任期間比率} = \frac{\text{対象期間中に在任した合計月数}}{\text{対象期間の合計月数}}$$

④役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で役位変更があった場合には新しい役位に1月在任したものとみなして計算します。

$$\text{役位調整比率} = \frac{\text{当初役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{当初役位在任月数} + \text{変更後役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{変更後役位在任月数}}{\text{当初役位の役位別株式報酬基準額} \times \text{対象期間中に在任した合計月数}}$$

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

《エンタテインメントコンテンツ業界》

コンシューマゲーム市場におきましては、各国・地域でのインフレーションの進行等により足元の成長は踊り場を迎えております。また、人件費の上昇や開発期間の長期化等によりゲーム開発コストの上昇が続いており、こうした事業環境の変化への対応が急務となっております。

一方で、ゲームコンテンツの提供形態の多様化、新興経済圏の成長による市場顕在化が進んでいることから、全世界向けデバイス・プラットフォームを問わず、より長期にわたってコンテンツ・サービスを提供できる環境が整い、ゲーム市場の成長に対する期待は継続しています。アミューズメント機器市場におきましては、引き続き円安に起因した原材料価格高騰の影響があるものの、プライズカテゴリーの好調は継続し、全体としては堅調に推移しております。

《遊技機業界》

パチスロ機においては、当グループの『スマスロ北斗の拳』をはじめ、スマートパチスロを中心に話題性のある機種が継続して登場していることから、高い稼働水準を維持しております。パチンコ機においては、稼働水準は引き続き低調に推移しております。一方で、2024年3月より導入が開始されたラッキートリガー搭載機種については、稼働面で好調な滑り出しとなっていること等から、今後のヒット機種登場による稼働回復が期待されます。

《リゾート業界》

国内において、社会経済活動の正常化に伴い、旅行需要に回復傾向が見られました。インバウンドについては、日本への直行便の再開や円安等が追い風となり、「訪日外国人消費動向調査」では、2023年暦年の訪日外国人旅行消費額が過去最高となる等、新型コロナウイルス感染症拡大前を上回る水準に急回復いたしました。今後も訪日外国人の更なる増加に伴い、旅行需要や宿泊需要を中心とした経済効果が期待されております。

事業報告

このような経営環境のもと、当連結会計年度における売上高は467,896百万円（前期比20.1%増）、営業利益は56,836百万円（前期比21.5%増）、経常利益は59,778百万円（前期比20.8%増）となりました。また、欧州構造改革に伴う事業再編損など特別損失を19,279百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は33,055百万円（前期比28.0%減）となりました。

売上高	467,896百万円 (前期比 20.1% 増) ↑	営業利益	56,836百万円 (前期比 21.5% 増) ↑
経常利益	59,778百万円 (前期比 20.8% 増) ↑	親会社株主に 帰属する 当期純利益	33,055百万円 (前期比 28.0% 減) ↓

事業報告

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、文中の各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

エンタテインメントコンテンツ事業

売上高

318,005百万円 前期比 12.4%増 

経常利益

30,781百万円 前期比 25.3%減 



コンシューマ分野のフルゲームにおきましては、新作タイトルとして『ソニックスーパースターズ』、『龍が如く8』、『ペルソナ3 リロード』、『Football Manager 2024』等を販売し、販売本数は923万本（前期は1,009万本）となりました。また、リピートタイトルの販売本数は1,866万本（前期は1,779万本）となりました。これらの結果として、フルゲームの販売本数は全体で2,789万本（前期は2,789万本）となりました。F2Pにおいては、引き続き『プロジェクトセカイ カラフルステージ! feat. 初音ミク』及び、開発は株式会社セガ、パブリッシャーは株式会社バンダイナムコエンターテインメントが担う『ONE PIECE バウンティラッシュ』が牽引しました。

アミューズメント機器分野におきましては、UFOキャッチャー® シリーズやプライズ等を中心に販売いたしました。

映像・玩具分野におきましては、映像において、劇場版『名探偵コナン 黒鉄の魚影』の配分収入や、映像制作及び配信に伴う収入等を計上し、玩具において、『#バズゆ Cam』や定番製品を販売いたしました。

以上の結果、売上高は318,005百万円（前期比12.4%増）、経常利益は30,781百万円（前期比25.3%減）となりました。

遊技機事業

売上高

135,969百万円 前期比 44.3%増 

経常利益

41,877百万円 前期比 102.2%増 

パチスロ機におきましては、当グループにおけるスマートパチスロ第1弾となる『スマスロ北斗の拳』等の販売を行い、180千台の販売（前期は94千台の販売）となりました。『スマスロ北斗の拳』については、前連結会計年度における先行納品分を含め、累計導入台数は84千台を突破し、現在も好調な稼働水準を持続しております。パチンコ機におきましては『P北斗の拳 暴凶星』等の販売を行い、88千台の販売（前期は103千台の販売）となりました。ラッキートリガーを搭載した『P北斗の拳 強敵 LT』については2024年3月の導入開始後、稼働面で好調に推移しております。なお、販売が好調なタイトルの追加販売に注力するため、パチスロ機及びパチンコ機ともに当連結会計年度に予定していた一部タイトルの導入時期を、戦略的に翌連結会計年度にスライドしております。

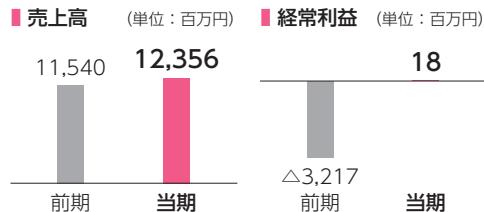
以上の結果、売上高は135,969百万円（前期比44.3%増）、経常利益は41,877百万円（前期比102.2%増）となりました。

リゾート事業

売上高

12,356百万円 前期比 7.1%増 

経常利益

18百万円 前期は経常損失 3,217百万円 

リゾート事業におきましては、国内、海外ともに堅調に推移したことから、経常利益段階で黒字化を達成しました。国内の『フェニックス・シーガイア・リゾート』において、個人客は施設利用者数が想定をやや下回って推移したものの、「G7宮崎農業大臣会合」をはじめとする国際会議や学会、企業イベント等の大型MICEが開催されるなど、コロナ禍で低調に推移していた団体客の獲得に成功し、当グループとなって以来、過去最高の売上高を更新し、2期連続の営業利益黒字化となりました。海外におきましては、PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.（当社持分法適用関連会社）が運営する『パラダイスシティ』において、カジノでの日本人VIP客のドロップ額（チップ購入額）が新型コロナウイルス感染症拡大前を上回る水準となり、ホテルの施設稼働も高水準を維持したことから、営業利益及びEBITDAは過去最高となりました。また、持分法取込においては開業以来初となる利益貢献となりました。

※PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.は12月決算のため3ヶ月遅れで計上

以上の結果、売上高は12,356百万円（前期比7.1%増）、経常利益は18百万円（前期は経常損失3,217百万円）となりました。

② 対処すべき課題

当グループは、報告セグメントの区分を当連結会計年度において「エンタテインメントコンテンツ事業」、「遊技機事業」及び「リゾート事業」としておりましたが、新たな中期計画「WELCOME TO THE NEXT LEVEL！」の開始にあたり、翌連結会計年度から「リゾート事業」を廃止し、新たに「ゲーミング事業」を新設する再編を行います。これは新たな中期計画の戦略、事業ポートフォリオの観点から実施するものであり、新設する「ゲーミング事業」には、海外におけるオンラインゲーミング関連事業や既存の統合型リゾートの運営、カジノ機器の開発・製造等を集約します。

この結果、「エンタテインメントコンテンツ事業」、「遊技機事業」及び「ゲーミング事業」を報告セグメントといたします。

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、コンシューマ分野におきまして、インフレーションの進行等による経済環境の悪化から足元の成長は踊り場を迎えております。また、人件費の上昇や開発期間の長期化等によりゲーム開発コストの上昇が続いており、こうした事業環境の変化への対応が急務となっております。一方で、サービス提供形態の多様化により、デバイス・プラットフォームを問わず、全世界に向けてより長期にわたってコンテンツ・サービスを提供できる環境が整ったことから、ゲーム市場の成長に対する期待は継続しています。このような環境のなか、コンシューマ分野を当グループの成長分野として位置づけ、グローバル規模での事業展開を推進すべく経営資源の集中を進め、優秀な人財の確保・育成による開発体制の充実や良質なコンテンツの開発、IPの創出・活用によるライブラリの拡充、商品・サービスの長期展開に伴うユーザーエンゲージメント強化等の取り組みが重要な経営課題であると考えております。

遊技機業界では、足元においてパチンコ機の稼働が低調に推移する一方で、パチスロ機については当グループの『スマスロ北斗の拳』をはじめ、スマートパチスロを中心に話題性のある機種が継続して登場していることから、高い稼働水準を維持しております。一方、長期では店舗数や設置・販売台数が減少傾向にある等、遊技機市場の縮小が続いております。このような環境のなか、市場ニーズに応える製品の開発に取り組むことに加え、遊技機の部材共通化を進め、リユース等による原価改善や開発の効率化に取り組むことによる収益性の確保と、メーカー・ホール双方のコスト低減やユーザー数増加に資する取り組み等を通じた市場活性化の両立が経営課題であると考えております。

ゲーミング事業では、海外におけるゲーミング機器販売において、各国・地域における法令・レギュレーションを遵守し、当局承認の取得・維持を行う必要があります。また、2023年11月に発表した、オンラインゲーミングの統合プラットフォームプロバイダーである米国GAN Limitedの買収手続きを完了し、今後、ゲーミング事業を第3の事業の柱として確立することが経営課題であると考えております。

また、引き続き資本効率を意識した上で、成長投資と株主還元を行うことにより、企業価値の向上を実現することが経営課題であると考えております。

当グループは、「感動体験を創造し続ける～社会をもっと元気に、カラフルに。～」というミッションを掲げ、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指しております。2020年10月には、事業に紐づいた重要課題を外部のフレームワーク「SASBモデル」を用いて、以下の取り組むべき5つの重要課題（マテリアリティ）について特定しました。2022年5月にはサステナビリティビジョン「サステナビリティもカラフルに」を策定しました。引き続き当グループとして、ESG（環境、社会、ガバ

事業報告

ナンス) が掲げる持続可能な社会の実現に対応することが経営課題であると考えております。

- ・人 (感動体験を創る人が育つグループへ)
- ・製品/サービス (安心・安全かつ革新的な製品/サービスの提供)
- ・環境 (気候変動への対応を戦略に)
- ・依存症 (依存症や障害を防ぐ)
- ・ガバナンス (サステナビリティガバナンスを強化する)

③ 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は中長期の資金流動性の確保等、グループ全体のセーフティネット機能を目的に、取引金融機関との間で総額114,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度においては、Rovio Entertainment Corporationの買収資金として105,000百万円、運転資金の借換として17,000百万円の資金調達を実施いたしました。

なお、当グループはグループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社、株式会社セガ、サミー株式会社等の計20社で運用しております。

(2) 設備投資

当グループは、当連結会計年度において、11,668百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳としましては、エンタテインメントコンテンツ事業における設備投資5,650百万円、遊技機事業における設備投資4,325百万円、リゾート事業における設備投資421百万円、全社における設備投資1,271百万円であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社の連結子会社であるSega Europe Ltd.は、2023年8月17日付で、Rovio Entertainment Corporationの株式を取得し、連結子会社といたしました。

また、当社の連結子会社であるSega Europe Ltd.は、2024年3月28日付で、所有するRelic Entertainment, Inc.の株式を譲渡いたしました。これにより、Relic Entertainment, Inc.は、連結子会社から除外しております。

事業報告

④ 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第17期	第18期	第19期	第20期 (当期)
		自2020年4月1日 至2021年3月31日	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
売上高	(百万円)	277,748	320,949	389,635	467,896
経常利益	(百万円)	1,715	33,344	49,473	59,778
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	1,274	37,027	45,938	33,055
1株当たり 当期純利益	(円)	5.42	158.85	208.07	150.75
総資産	(百万円)	421,599	435,492	501,566	653,994
純資産	(百万円)	291,256	292,637	331,347	357,702

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑤ 企業集団の主要な事業セグメント

当グループはエンタテインメントコンテンツ事業、遊技機事業並びにリゾート事業により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主 な 事 業 内 容
エンタテインメント コンテンツ事業	フルゲームやF2Pなどのコンシューマゲーム、アミューズメント機器における開発・販売、アニメーション映画の企画・制作・販売及び玩具等の開発・製造・販売
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売
リゾート事業	統合型リゾート事業やその他施設事業におけるホテルやゴルフ場等の開発・運営

事業報告

⑥ 企業集団の主要拠点等

(1) 当社の事業所

本社（東京都品川区）

(2) 主要な子会社の事業所

- ・ 株式会社セガ

本社

（東京都品川区）

- ・ サミー株式会社

本社

（東京都品川区）

川越工場

（埼玉県川越市）

支店

（8支店）

(3) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）

8,623名（404名増）

（注）従業員数は就業人員であり出向者を含んでおります。ただし臨時従業員は含まれておりません。

事業報告

⑦ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社セガ	100百万円	100.0%	携帯電話、P.C、スマートデバイス及び家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売及びアミューズメント機器の開発・販売
サミー株式会社	18,221百万円	100.0%	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社アトラス	10百万円	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発
Sega of America, Inc.	110,000千USドル	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Europe Ltd.	10,005千Stgポンド	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Publishing Europe Ltd.	0千Stgポンド	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Rovio Entertainment Corporation	733千ユーロ	100.0% (注)1	スマートフォンゲームの企画・開発・運営・配信
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	100百万円	100.0% (注)1	保守サービス・運輸・倉庫業
株式会社ダーツライブ	10百万円	100.0% (注)1	ゲーム機器及びゲームソフトウェアの企画・開発・販売
株式会社セガトイズ (注)2	100百万円	100.0% (注)1	玩具の開発・製造・販売
株式会社トムス・エンタテインメント	100百万円	100.0% (注)1	アニメーション映画の企画・制作・販売
マーザ・アニメーションプラネット株式会社	100百万円	100.0% (注)1	コンピュータグラフィックスアニメーションの制作、アニメーション映画の企画・制作、ライセンス事業
株式会社ロデオ	100百万円	100.0% (注)1	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレクトリック株式会社	100百万円	100.0% (注)1	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売

事業報告

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社サミーネットワークス	100百万円	100.0% (注)1	携帯電話、インターネット等を通じたゲーム・音楽関連コンテンツの企画・制作・販売
セガサミークリエイション株式会社	10百万円	100.0%	カジノ機器の開発・製造・販売
フェニックスリゾート株式会社	93百万円	100.0%	ホテル、スパ、ゴルフ場、レストラン、国際会議場等のリゾート施設運営

(注) 1. 出資比率には間接保有を含んでおります。

2. 株式会社セガトイズは2024年4月1日付で株式会社セガフェイブへ商号変更しております。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	帳簿価額の合計額
株式会社セガ	東京都品川区西品川1-1-1	117,666百万円
サミー株式会社	東京都品川区西品川1-1-1	152,095百万円

(注) 当社の総資産額は539,132百万円であります。

事業報告

⑧ 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	42,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	27,000百万円
株式会社みずほ銀行	25,000百万円
株式会社あおぞら銀行	14,000百万円
株式会社SBI新生銀行	10,000百万円
株式会社りそな銀行	9,200百万円
株式会社横浜銀行	8,640百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,660百万円
株式会社北陸銀行	5,000百万円
合 計	147,000百万円

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。株主還元につきましては、事業成長に向けた投資と資本効率向上の最適なバランスを考慮し、総還元性向50%以上を基本方針としております。配当に関しては、安定的な配当を実現するための指標としてDOE（株主資本配当率）3%以上を配当方針に据え、過去の配当実績も考慮しながら具体的な配当額を決定いたします。また、自己株式の取得についても株主還元的手段として、業績動向並びに株式市場の動向等を勘案しつつ、機動的に判断してまいります。

2024年3月期の剰余金の配当につきましては、上記株主還元の基本方針に基づき、1株当たり50円（うち中間配当金23円）といたしました。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要事項

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

事業報告

2. 株式に関する事項

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 800,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 241,229,476株 |
| ③ 株主数 | 68,796名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
合同会社HS Company	39,008,000	18.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,118,000	12.09
有限会社エフエスシー	13,682,840	6.33
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,399,200	4.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,024,476	2.78
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	5,648,300	2.61
里見 治	4,217,238	1.95
里見 治紀	3,920,661	1.81
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,397,051	1.57
J P モルガン証券株式会社	3,138,935	1.45

(注) 持株比率は、自己株式 (25,214,788株) を控除して計算しております。

事業報告

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（譲渡制限付株式）	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	36,000 株	5 名

- (注) 1. 株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項 ②役員の報酬等」に記載しております。
2. 上記以外に当社の執行役員並びに一部の当社子会社の取締役及び執行役員48名に対して28,200株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式取得

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく2023年4月28日及び2023年8月31日開催の取締役会決議により、2023年5月1日から2023年12月22日の間、市場取引により、4,782,700株の自己株式を総額9,999百万円で取得いたしました。

(2) 自己株式処分

当社は、2023年7月12日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行いました。この処分により自己株式が64,200株減少いたしました。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里見 治	代表取締役会長	株式会社セガ取締役名誉会長、 サミー株式会社代表取締役会長
里見 治 紀	代表取締役社長グループCEO 広報室、サステナビリティ本部管掌	株式会社セガ代表取締役会長CEO、 サミー株式会社代表取締役社長CEO
深澤 恒一	取締役 専務執行役員グループCFO ゲーミング事業本部、経営企画本 部、財務経理本部、ITソリューション 本部、人財開発本部管掌	サミー株式会社取締役
杉野 行雄	取締役 専務執行役員 グループライセンス本部管掌	株式会社セガ代表取締役社長COO
吉澤 秀男	取締役 上席執行役員 総務本部、法務知的財産本部、グル ープガバナンス本部管掌	株式会社セガ取締役
勝川 恒平	取締役	
メラニー・ブロック	取締役	株式会社Melanie Brock Advisory代表取締役、 三菱地所株式会社社外取締役、 川崎重工業株式会社社外取締役、 アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役
石黒 不二代	取締役	ネットイヤーグループ株式会社取締役、 マネックスグループ株式会社社外取締役、 三井物産株式会社社外取締役

事業報告

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阪上行人	取締役（常勤監査等委員）	株式会社セガ監査役、 サミー株式会社監査役
大久保和孝	取締役（監査等委員）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長、 株式会社SS Dnaform代表取締役社長、 サンフロンティア不動産株式会社社外取締役、 株式会社LIFULL社外取締役、 株式会社サーラコーポレーション社外取締役、 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）、 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）
木下潮音	取締役（監査等委員）	第一芙蓉法律事務所弁護士
村崎直子	取締役（監査等委員）	株式会社ノブリジア代表取締役社長、 株式会社サンセイランディック社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち勝川恒平、メラニー・ブロック、石黒不二代、大久保和孝、木下潮音、村崎直子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しております。常勤の監査等委員は、監査等委員会の議長を務めるとともに、グループ各社の監査役及び内部監査部門と連携し、重要書類の閲覧結果や取締役、執行役員及び従業員の業務執行の状況を監査等委員会に報告することで、監査等委員である社外取締役の中立的・客観的な視点からの監査を実現するための役割を担っております。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役の勝川恒平、メラニー・ブロック、石黒不二代、大久保和孝、木下潮音、村崎直子の6氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社では、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で構成され、そのうち取締役を兼務する執行役員は、深澤恒一、杉野行雄、吉澤秀男の3名、取締役を兼務しない執行役員は、経営企画本部長兼人財開発本部長 高橋真、財務経理本部長 大脇洋一、ITソリューション本部長 加藤貴治、広報室長 大塚博信、総務本部長兼グループガバナンス本部長 竹山浩二、セガサミービジネスサポート株式会社出向 一木裕佳、経営監査室長 川崎幸生、法務知的財産本部長 石田なつえの8名であります。
5. 2022年6月22日開催の定時株主総会において、常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として石倉博氏が選任されております。

事業報告

② 役員の報酬等

(1) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
			基本報酬	賞与	業績連動型 譲渡制限付 株式	勤務継続型 譲渡制限付 株式
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8名 (3名)	1,407 (43)	655 (43)	565 (—)	79 (—)	107 (—)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	67 (43)	67 (43)	— (—)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 賞与、業績連動型譲渡制限付株式及び勤務継続型譲渡制限付株式の報酬額は、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員を除く) 8名 (うち社外取締役3名)、監査等委員である取締役4名 (うち社外取締役3名) であります。
3. 欧州構造改革実施の状況に鑑み、役員賞与の一部受領辞退の申し出がありましたため、役員賞与については一部減額して支給しております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の報酬制度については、当グループの企業価値向上及び持続的成長に向けたインセンティブとして機能させることを主眼に置き、かつ透明性・客観性の高い決定プロセスであることを基本方針としております。

取締役の報酬等の額の決定方針については、代表取締役社長より報酬体系や報酬の種類別の算定方法を独立諮問委員会に示し、独立諮問委員会はこれらの内容について審議・評価を行いその結果を代表取締役社長に意見として提出いたします。代表取締役社長はこれらの意見を参考として報酬額等の決定方針を取締役に諮り決定いたします。

取締役の報酬等の内容の決定に当たっては、独立諮問委員会が審議・評価を行っており、取締役会としてもその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の報酬体系は、基本方針の観点から、「固定報酬」、「役員賞与」、及び「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。

このうち固定報酬は、基本報酬・役割報酬の要素毎に報酬額を定めた報酬テーブルを策定し、これらの各報酬の合計額を月額固定報酬として支給します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬（基本報酬のみ）で構成しており、報酬額は取締役会において決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、当グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、職責に応じた固定報酬（基本報酬のみ）で構成しており、報酬額は監査等委員会での協議により決定します。

(3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬として「役員賞与」を支給することとしております。役員賞与は、固定報酬に対し、経常利益額の水準・事業計画達成度・対前年成長度の3つの要素から役員賞与月数を定めた賞与テーブルより算出された係数を乗じた役員賞与額を支給します。

※親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合は、役員賞与を支給しない。

役員賞与算定における評価指標は、本業に持分法による投資損益を含めた事業全体から当グループが経常的に得られる利益である「経常利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2023年3月期	2024年3月期		前年比	事業計画比
	実績	事業計画	実績		
売上高	3,896	4,330	4,678	+782	+348
経常利益	494	580	597	+103	+17

譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）は、2019年6月21日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入することが決議されております。

また、2021年6月24日開催の定時株主総会において、取締役と株主の皆様との長期的利益をより一層一致させること及び当社の中長期的な企業価値向上に向け、セガサミーグループ中期計画（2022年3月期～2024年3月期）（以下、「中期計画」という）と当社の取締役の報酬を連動させるべく、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の取締役等としての勤続期間及び当社の中期計画の業績目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成する譲渡制限付株式報酬制度に改定しております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年6月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する本制度における報酬等は、従来の取締役の報酬等の別枠で譲渡制限付株式報酬として年額300百万円以内とし、対象の取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式

の総数は年300,000株以内とすることが決議されております。なお、「業績連動型譲渡制限付株式」の中期計画の業績目標の達成度に応じた譲渡制限の解除率は以下のとおりです。

ROE基準 2024年3月期末時点	解除率
10%以上	100%
8%以上 10%未満	50%
8%未満	0%

2024年3月期末時点のROE基準が8%以上10%未満となったことから、解除率は50%となります。

なお、2024年6月25日開催の定時株主総会において「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬に係る報酬制度導入に伴う報酬改定の件」が決議された場合には、譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、事後交付型株式報酬制度を導入する予定です。事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、役員賞与の賞与月数を定めた賞与テーブルの見直しも予定しております。

(4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は以下のとおりです。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において1,700百万円（うち、社外取締役分100百万円）と決議されております。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において100百万円と決議されております。なお、決議時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- ・上記の取締役の報酬額とは別枠で、2019年6月21日開催の定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。また、2021年6月24日開催の定時株主総会において、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の取締役等としての勤続期間及び当社の中期計画の業績目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成する譲渡制限付株式報酬制度に改定しております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年6月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する本制度における報酬等は、年額300百万円以内とし、対象の取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300,000株以内とすることが決議されております。なお、決議時点の対象となる取締役の員数は5名であります。

事業報告

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意又は重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

事業報告

④ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社及び当社の子会社が全額負担しております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金・防衛費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は過失に起因して生じた当該損害は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

⑤ 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「3.会社役員に関する事項 ①取締役（2024年3月31日現在）」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	勝 川 恒 平	当事業年度の取締役会に14回中14回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	メラニー・ブロック	当事業年度の取締役会に14回中14回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	石 黒 不 二 代	当事業年度の取締役会に14回中14回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に企業経営及びIT/DX分野の豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大久保 和 孝	当事業年度の取締役会に14回中14回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に公認会計士として監査業務を長年にわたり経験し、財務及び会計に関して高い専門性やガバナンスにおける豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査等委員会に13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

事業報告

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	木 下 潮 音	<p>当事業年度の取締役会に14回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に弁護士としての経験に加え、労働法における高い専門性やガバナンスにおける豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。</p> <p>また、当事業年度の監査等委員会に13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	村 崎 直 子	<p>当事業年度の取締役会に14回中14回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主にグローバルでのリスクやガバナンスの分野における高い専門性やガバナンスにおける豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。</p> <p>また、当事業年度の監査等委員会に13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

(3) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	内、子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	6名	86百万円	— 百万円

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第20期 (2024年3月31日現在)	科目	第20期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	395,003	流動負債	135,494
現金及び預金	211,715	支払手形及び買掛金	26,085
受取手形、売掛金及び契約資産	54,269	短期借入金	22,507
有価証券	8,095	未払費用	23,319
商品及び製品	14,371	未払法人税等	10,626
仕掛品	45,888	契約負債	19,367
原材料及び貯蔵品	21,501	賞与引当金	12,084
未収還付法人税等	20,441	役員賞与引当金	1,094
その他	19,164	ポイント引当金	219
貸倒引当金	△443	資産除去債務	1
固定資産	258,991	その他	20,188
有形固定資産	60,099	固定負債	160,797
建物及び構築物	26,517	社債	10,000
機械装置及び運搬具	1,294	長期借入金	124,500
アミューズメント施設機器	522	リース債務	4,837
土地	18,647	繰延税金負債	10,628
建設仮勘定	1,396	解体費用引当金	420
その他	11,719	株式報酬引当金	10
無形固定資産	92,281	退職給付に係る負債	5,666
のれん	30,264	資産除去債務	2,659
商標権	47,574	その他	2,075
その他	14,442	負債合計	296,292
投資その他の資産	106,610	(純資産の部)	
投資有価証券	49,858	株主資本	333,274
長期貸付金	7,846	資本金	29,953
敷金及び保証金	8,182	資本剰余金	69,263
退職給付に係る資産	10,588	利益剰余金	281,208
繰延税金資産	18,317	自己株式	△47,151
その他	12,006	その他の包括利益累計額	23,645
貸倒引当金	△189	その他有価証券評価差額金	3,056
		繰延ヘッジ損益	△230
		土地再評価差額金	△1,109
		為替換算調整勘定	20,388
		退職給付に係る調整累計額	1,540
		新株予約権	751
		非支配株主持分	30
		純資産合計	357,702
資産合計	653,994	負債純資産合計	653,994

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第20期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	
売上高		467,896
売上原価		271,159
売上総利益		196,737
販売費及び一般管理費		139,901
営業利益		56,836
営業外収益		
受取利息	1,938	
受取配当金	109	
持分法による投資利益	2,029	
投資事業組合運用益	1,494	
その他	1,323	6,895
営業外費用		
支払利息	766	
支払手数料	1,217	
投資事業組合運用損	945	
固定資産除却損	141	
為替差損	424	
その他	457	3,954
経常利益		59,778
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	339	
事業譲渡益	155	
条件付対価取崩益	835	
その他	0	1,333
特別損失		
固定資産売却損	22	
減損損失	351	
投資有価証券評価損	746	
事業再編損	17,804	
その他	354	19,279
税金等調整前当期純利益		41,831
法人税、住民税及び事業税	9,869	
法人税等調整額	△1,169	8,699
当期純利益		33,132
非支配株主に帰属する当期純利益		76
親会社株主に帰属する当期純利益		33,055

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第20期 (2024年3月31日現在)	科目	第20期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	84,856	流動負債	125,907
現金及び預金	54,457	1年内返済長期借入金	22,500
売掛金	1,393	未払金	2,268
前払費用	508	未払費用	1,154
関係会社短期貸付金	21,786	未払法人税等	229
未収入金	2,684	預り金	97,650
その他	4,026	賞与引当金	1,043
固定資産	454,275	役員賞与引当金	565
有形固定資産	9,048	その他	496
建物	3,932	固定負債	176,221
構築物	624	社債	10,000
機械及び装置	15	長期借入金	124,500
車両運搬具	44	長期預り金	39,275
工具、器具及び備品	1,978	繰延税金負債	835
土地	1,794	株式報酬引当金	10
建設仮勘定	658	退職給付引当金	533
無形固定資産	887	資産除去債務	599
ソフトウェア	724	その他	468
その他	163	負債合計	302,129
投資その他の資産	444,339	(純資産の部)	
投資有価証券	14,594	株主資本	234,710
関係会社株式	315,604	資本金	29,953
関係会社出資金	696	資本剰余金	146,561
関係会社長期貸付金	110,617	資本準備金	29,945
長期貸付金	6,953	その他資本剰余金	116,615
長期前払費用	55	利益剰余金	105,470
その他	5,768	その他利益剰余金	105,470
貸倒引当金	△9,951	繰越利益剰余金	105,470
		自己株式	△47,274
		評価・換算差額等	1,540
		その他有価証券評価差額金	1,764
		繰延ヘッジ損益	△223
		新株予約権	751
資産合計	539,132	純資産合計	237,002
		負債純資産合計	539,132

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第20期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	
営業収益		
経営指導料	10,549	
シェアードサービス料	4,653	
受取配当金	13,008	28,211
営業費用		
販売費及び一般管理費	18,577	18,577
営業利益		9,634
営業外収益		
受取利息	2,005	
有価証券利息	15	
受取配当金	15	
投資事業組合運用益	1,220	
その他	284	3,540
営業外費用		
支払利息	1,412	
社債利息	38	
支払手数料	1,217	
投資事業組合運用損	937	
為替差損	433	
その他	197	4,236
経常利益		8,938
特別利益		
投資有価証券売却益	86	86
特別損失		
投資有価証券評価損	137	137
税引前当期純利益		8,886
法人税、住民税及び事業税	△782	
法人税等調整額	△140	△922
当期純利益		9,809

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀敏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関口 男也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上野 陽一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

会社は、子会社であるフェニックスリゾート株式会社の全株式を、Fortress Investment Group LLCの関係会社である夕顔合同会社に譲渡することを取締役に於て本日決議しております。当該事項は、監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2024年5月10日

セガサミーホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阪 上 行 人 ㊟

社外監査等委員 大久保 和 孝 ㊟

社外監査等委員 木 下 潮 音 ㊟

社外監査等委員 村 崎 直 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

会場 セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR” 11階 講堂
[LIGHTHOUSE]

[住所] 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
[電話] 03-6864-2400

交通 ●山手線 ●湘南新宿ライン ●埼京線 ●りんかい線 **「大崎駅」** から徒歩6分

※大崎駅から会場まで、住友不動産大崎ガーデンタワーの無料シャトルバスが4分間隔（10時以降7分間隔）で運行しております。また、大井町駅、品川駅からもシャトルバスをご利用いただけます。
[バス時刻表・バス停地図]

https://www.segasammy.co.jp/cms/wp-content/uploads/pdf/ja/bus_time-table.pdf

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



大崎駅から会場までの
徒歩ルート

- 1 南改札口を出て右折
- 2 突き当りを左折
- 3 左側の階段を下りる
- 4 左斜めに進み歩道を直進
- 5 信号を渡り直進
- 6 高架下をくぐる

株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

